

団体交渉確認書

広島大学と広島大学教職員組合は、団体交渉の結果、以下の点で合意したことを確認する。

1. 2013年11月1日施行予定の「広島大学職員の早期退職に関する規則」に基づいて広島大学が早期退職制度を実施する場合は、同規則第4条第2項に規定する「募集実施要項」を事前に広島大学教職員組合へ提示するものとする。

2013年9月4日

広島大学理事（財務・総務担当）

平野 仁司

広島大学教職員組合執行委員長

西別府 元日